

個人情報及び領収印等の紛失について

千葉市内において、水道料金等徴収事務を委託している会社の社員が、不注意により、個人情報が印刷された水道料金等領収証（控）、領収印などが入った業務用鞆を紛失しました。

水道料金等徴収事務委託者に対しては、業務関係書類等の管理について厳正を期すよう周知徹底し、再発防止に努めてまいります。

1 事案の概要

(1) 紛失物：業務用鞆

（内容物）水道料金等領収証（控）3枚、領収印1個（管理番号0203）

現金45,320円（収納金25,320円、つり銭20,000円）

給油カード

(2) 紛失した個人情報：水道料金等領収証（控）に記載されている3名分の情報

（内容）氏名、住所、調定年月、使用水量、水道料金、汚水排出量、下水道使用料及び領収金額（水道料金と下水道使用料の合計金額）

(3) 発覚日時 令和4年5月11日（水）午後3時55分

(4) 状況

令和4年5月11日（水）午後、千葉水道事務所千葉西支所管内の水道料金等徴収事務委託者の社員が帰社途中の車中において、業務用鞆がないことに気づき、最後の業務場所で鞆を地面に置き作業したことを思い出し、現地に戻り確認しましたが、発見できませんでした。速やかに、会社に鞆の紛失を報告するとともに、警察に遺失物の届出を行い、翌12日にかけて他の社員と最後の業務場所周辺を捜索しましたが、現在も発見には至っておりません。

当局に対しては、12日の午前9時に委託会社から千葉西支所に報告があり、同事務所は午前10時に本局（当課）に報告、これを受け、当課は十分に捜索するよう指示しました。

また、5月12日及び13日に、個人情報を紛失した対象の3名のお客様を委託会社が訪問し、お詫びと説明をいたしました。

2 再発防止策等

企業局では、個人情報を取り扱っている局職員や業務委託者に対しては、日頃から適正な管理を指導しているところではありますが、再発防止に向けて、当該業務を担当している10水道事務所・支所及び業務委託者に対して、本日13日に注意喚起文書を発出し、改めて、業務関係書類等の管理について厳正を期すよう周知徹底を行いました。

また、紛失した領収印（管理番号0203）については、5月13日付けで領収印管理簿において廃番処理を行い、その効力を無効といたしました。今後、当該処理について周知を図ってまいります。

なお、現在のところ、紛失した領収印が悪用された事例は確認されていません。